

令和5年第6回久万高原町議会定例会

令和5年12月13日

○議事日程

令和5年12月13日午前10時08分開議

- | | | | |
|-------|-----|------|------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第 | 20号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について |
| 日程第2 | 議案第 | 86号 | 令和5年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第 | 87号 | 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第 | 88号 | 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第 | 89号 | 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 議案第 | 90号 | 令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第 | 91号 | 令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第 | 92号 | 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第 | 93号 | 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第 | 94号 | 令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第 | 95号 | 令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第 | 96号 | 令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第 | 97号 | 令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第 | 98号 | 久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第 | 99号 | 財産の無償貸し付けについて |
| 日程第16 | 議案第 | 100号 | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について |

- 日程第17 議案第101号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの
脱退に伴う財産処分について
- 日程第18 報告第21号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第19 報告第22号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第20 報告第23号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第21 報告第24号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	渡部定明
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課長	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会計管理者	藤岡和雄	病院事業等統括事務長	西村哲也

教育委員会事務局長 中 川 茂 俊
代表監査委員 菅 洋 志

消防本部消防長 大 野 秋 義

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
(午前10時08分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、報告第20号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。
専決処分の報告を求めます。
(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。
(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今朝のマスコミ報道を見て、青天の霹靂でございました。議場においては、しっかりと説明し、そしてしっかりとした内容が報道されるべきというふうに期待をしております。
この損害賠償の件ですけれども、9月議会においても、町長の不注意による損害賠償案件があったばかりですが、定例会のたびに、損害賠償に係る専決処分の報告は一向に減りません。公務災害や通勤災害を減らすことは、公費支出をできるだけ減らすという意味でも、重要な課題でもあります。交通安全講習会を毎年受講している職員たちにとって、講習会が安全運転へのモチベーショ

ンの動機づけになっていないことが問題の本質であり、事故が減らない理由であり、対策内容を根本的に見直すべきではないでしょうか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

職員のミス、それから落ち度によりまして、損害賠償の報告をしなければならぬということ、誠に申し訳なく思っております。賠償金につきましては、損害共済から支払われるものではございますけれども、当然、事故はあってはならないというふうに考えております。

ミス、それからうっかりなどは、なかなかなくなるものでございますけれども、一方、努力により、必ず減らせるものというふうに言われております。

町域も広く、公共交通手段が少ない本町におきましては、運転業務は欠かせませんけれども、確認の徹底、それから交通法規の遵守で、事故を減らしていかなければならないというふうに考えております。

運転者台帳の自己記録の掲載、それから事故内容の共有、またドライブレコーダーの活用など、対策に今後も努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 そもそも自治体は、交通安全対策基本法において、国に準じて地方公共団体の責務として、第4条で、地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じると共に、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると、規定をされております。

このことを踏まえて、職員に義務づけているのが問題であり、改めて職員は法律を遵守しなければならないという認識を徹底すべきであります。とにかく、法律認識が甘いから減らないのではないのでしょうか。

副町長にお尋ねをします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

交通安全対策基本法は、その目的として、交通の安全に対し、地方公共団体などの責務を明らかにするとされており、職員にこのことを深く認識させ、日頃からの交通安全に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 締めくくりの答弁で、いつも副町長のほうからは、きれいなお言葉を賜っているんですけども、同じことが繰り返されています。

交通事故を起こせば、刑事上、民事上、これは損害賠償を含みますが、行政上、道義上、この四つの責任が発生することを徹底して認識すべきであり、自分の家族を含め、相手方の家族の未来を奪ってしまうことを、役場全体で改めて理解しなければ、事故は減りません。

日頃の管理者教育においても、P D C Aの管理サイクルにより、さらに検証していくべきであります。起きた場合にも、上司も処分するということも検討しないと減らないのではないのでしょうか、町長にお聞きします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今、総務課長それから副町長から答弁もあったところでございますが、交通事故を起こさないというのは、これは言わずもがなでございます。

特に、役場職員においては、私も含めて、そのことは現にしっかりと胸に刻みながら、毎日の職務に精励することが寛容であります。

モータリゼーション社会ですから、ゼロにするというのは、これは極めて難しいところもありましようけれども、でも、先ほど答弁もありましたように、気をつけることによって、これはいくらでも低減できるものでありますから、

今、議員からおっしゃられたようなことも含めて、今後さらに交通事故ゼロ、これを目指して、しっかりと対応してまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第20号を終わります。

議長 日程第2、議案第86号「令和5年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の人勧に関する条例改正でございますけれども、御存じのように、原油価格高騰による物価高騰は、全町民に影響をしております。その中であって、今回の人事院勧告が意味するところは何でしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほどの説明で申し上げたままとおおり、人事院勧告につきましては、国家公務員に対して、社会一般の情勢に適応した、適正な給与を確保する機能を持っているものでございます。

国家公務員の給与水準を、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われるものでございます。

なお、地方自治体の職員の給与は、これに準拠して改正されるようになっております。

今回の勧告につきましては、その中の社会情勢でございます物価高騰、それから人手不足の対策として、国が要望いたしました賃上げに対し、民間が呼応したことが、間接的な要因になっているものというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今、総務課長から説明がありましたとおおり、人事院勧告は、公務員として毎年保証されたものではありませんが、制度として機能していることは、日々、頑張っている職員、その家族にとっても喜ばしいこととは思いますが、一方、一般の方々には、このような恩恵、制度はありません。公務員がゆえの制度であることを忘れないようにしていただきたいと思いますが、このことについて、副町長の御答弁をいただきたいと思っております。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

岡部議員が申されますように、この人事院勧告というのは、公務員に適用されるのみの制度でございます。過去には、人事院勧告で、今回のように増額もございまして、過去には減額もございました。ただやはり、公務員の人件費というのは、税金といったところは常に意識して、その上の役場職員であるとい

うところを、深く自覚を持って、業務にあたる必要が大事だというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の条例改正は、特別職三役の退職手当にも影響があるんでしょうか、総務課長にお伺いします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回の人事院勧告に基づく給与改定の条例改正でございますけれども、特別職の報酬には影響はございませんので、特別職の退職手当には影響ございません。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 三役の任期4年ごとの退職手当は幾らでしょうか、副町長にお伺いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

特別職の退職手当は、給与元の愛媛県市町総合事務組合退職手当条例により、定められました算定式により、事務組合から支給される場所となっております。

それについては、報酬の一定割合額に在職月を乗じた額となっております。

以上です。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 副町長さん、私は退職手当は幾らですかとお聞きしてますので、そのことについては、答弁ができませんか。いかがですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほども御説明いたしましたけれども、在職月によって金額が変わってまいりますので、一概に金額の明示は難しいのですが、例えば副町長でありますと、勤続期間一月について、100分の27の在職月という形の計算になるというところでございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 端的に、町長幾ら、副町長幾ら、教育長幾らというふうに、一般的に言われる部分があります。

もちろん、途中からの在籍によって変わることは、当然、今の答弁のようにあり得ると思いますが、一般的に4年という任期がありますから、そこを踏まえて、端的に町長幾ら、副町長幾らというふうにお答えをいただきたいんですが、そこは言えない理由があるんでしょうか。あるなら、言えない理由を説明してください。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほども、在職月によって変わるということと、それからあと、町長、副町長、教育長の、本町で定めております、基本の金額に対しての率が違っている

というところで、説明をさせていただいたところなんですけれども、4年間、標準的などところで申し上げますと、町長が、4年間での退職金は1,700万円。副町長が、798万円、それから教育長が531万円。これが標準的などところでございます。

議長 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第86号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって、議案第86号「令和5年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第3、議案第87号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第87号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第87号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第4、議案第88号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 今回の条例改正で、蓄電池容量20キロワット以下の設備は、届け出を要しないというふうな改定になっておりますけれども、一般家庭でEVの自動車を購入されて、カーポート等に蓄電池等の設備を設置して、補助とかもあるというように認識しておりますが、一般家庭でのそういった場合は、大体何キロワットぐらいの物が主に使われているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 すみません、ちょっと私の認識不足で、補助のほうがあるのは、蓄電池じゃなくて充電器のほうだったみたいなので、ちょっと今のところ、訂正させていただきます。

一般家庭等で、こういった設備を設置したりする例があるのかどうかを、お伺いいたします。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 森議員の質疑にお答えします。

今までは、この蓄電池につきましては、基本的に業務用が主な設置でした。

それが今回、リチウム電池という形のもので出てきたので、それで家庭用で、もしつけるのであれば、こういった規制をするということで、現状としては、まだ家庭用としてはそんなに出回ってないと思われま

ただ、この20キロワット以上を超えるというのは、かなり高出力の蓄電池になりますので、なかなか一般家庭では設置はないかと思

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第88号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第5、議案第89号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項 目)

(2款1項 目)

(2款2項 目)

(2款3項 目)

(2款4項 目)

(3款1項 目)

(3款2項 目)

(4款1項 目)

(4款2項 目)

(6款1項 目)

(6款2項 目)

(7款1項 目)

(8款1項 目)

(8款2項 目)

(8款4項 目)

(8款5項 目)

(9款1項 目)

(10款1項 目)

(10款2項 目)

(10款3項 目)

(10款4項 目)

(10款5項 目)

(10款6項 目)

(11款1項 目)

(11款2項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 全体の中でということに認識をした上で、質疑をさせていただきます。
概要書の8ページ、民生費。ここの民生費の中に、一人親家庭の医療費助成、これが計上されております。年間に予想される関係医療費総額、町内の一人親世帯数と通常の高騰などによる生活緊急支援内容の現状について、概要をお聞きしたいと思います。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。
まず、一人親家庭における年間の医療費総額ですが、当初予算で月30万を見込んでおりました年間で360万、そして10月までの年平均医療費が38万となっておりますので、今回12月補正で99万円ほど補正しております、年間の医療費の総額が459万円となります。
また一人親世帯については、54世帯になります。
生活緊急支援内容の現状につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業において、一人親世帯の低所得者の子育て世帯についても、児童一人当たり一律5万円を支給しております。
以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 マイクが遠いので、答弁が聞き取りにくいところが多々ございました。

その中でも、母子世帯の総所得というのは、一般的な世帯と比較すると、所得というのは41%程度にとどまっているとも言われています。これは2019年の国民生活基礎調査のデータによるものでございます。

そういったことで、非常に物価高騰の中で、一人親世帯は御苦労されていると思います。

今後も出るかもしれませんが、年末年始における、補正以外の一人親世帯の追加支援の概要について、あるいは町独自の支援について、検討されているものがあれば、御答弁をいただきたいと思います。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在、実施しております子育て世帯生活支援特別給付金事業、1人当たり5万円の支給ですが、これを実施しております、本日の朝刊にもありました、子供5倍の上乗せをするというふうな掲載もされております。現時点では、国の詳細が示されていない状況ですので、詳細が分かれば、速やかに対応したいと考えております。

また、町独自の支援につきましては、現在のところ検討はしていないという状況ではありますが、先日、岸田総理の掲げる、次元の異なる少子化対策の実現に向けた、こども未来戦略の素案が示されております。その中で一人親家庭の支援について、一人親の就業支援、自立支援の強化、それと児童扶養手当の拡充等が盛り込まれておりますので、これについても注視していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町独自の支援策については、現在、検討をされていないということでございます。国においても、こども家庭庁の施策支援策が具体的になってきつつある中で、特に人口減少、子育て世帯の支援を厚くということも、町も日頃から言

われておりますけれども、やはり町独自の支援策というのは、ほぼほぼ見えな
いということでございます。

国県の施策に乗っかって、町の支援策は充実しているという状況ではないと
いうふうにも見えますので、ぜひ、子育て支援の策について、国県等の施策、
そしてその隙間で、まだ手を差し伸べなければならないところがあれば、ぜひ
町独自の支援を検討していただきたいと思いますが、このことについて、副町
長、御答弁をいただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど、担当課長から説明したように、国のほうで、かなり積極的な支援を
しておりますけれども、先日も岡部議員が言われた言葉で、はざまの支援とい
ったところを、今おっしゃったのかなというふうに思っています。ですから、
今、具体的な町検討しておりませんが、国の支援をしっかりと見極めなが
ら、やはりこのはざまのところはどうしていくかというのは、常に意識して、
対応していく必要があるかと思っています。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条
ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今後も、はざまにあると思われるようなところに手を差し伸べていただく、
町独自の支援を、ぜひ期待をしたいと思いますが、一人親家庭や貧困家庭等の、
子供が抱える特有の課題に対応することとして、子供の生活、学習支援事業の
存在がありますが、充実した支援が行われているのか、この点についてお聞き
をしたいと思います。

併せて、町内の子ども食堂への支援も行っているのかについても、お聞きを
したいと思います。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

子供の生活、学習支援事業につきましては、現在行っていない状況であります。一人親や貧困家庭の対象とは限定はしておりませんが、今年度から教育委員会のほうで、BGを中心としました学習支援を実施していると聞いております。

また、町内の子ども食堂につきましては、コロナ禍ではありましたが、令和3年度と4年度に、ゆりラボに委託しまして、令和3年度は32名の参加者、令和4年度は2回実施しまして、19名と15名の参加者が参加していただいております。

本年度につきましては、こども園、NIKONIKO館におきまして、子供の笑顔応援ファンド事業を活用して、子育て食堂を実施しております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回のその答弁で、子供の生活学習支援事業の存在と、私、申し上げたんですが、今の課長の答弁で、やっているのかやっていないのかがはっきり分からないんですが。仮にやっていないとした場合に、今後、この町においても、その関連する支援はやっていこうと検討しているのか、その点について、もう少し明確に御答弁いただけませんか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現在のところは実施しておりませんが、今後、こども家庭庁のほうからも、いろいろなメニューの事業が出ておりますので、そこら辺も確認しながら、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 衛生費ですけれども、衛生費、4-1-1、住民課の管轄になろうと思いますが、今回、みかわクリニックさんに対する医療機器の更新ということで予算が計上されております。この更新にあたって、医療保健福祉審議会を含め、どのような協議、審査が行われてきたのか、お伺いをしたいと思います。

特に、機種選定や、一式費用額の選定方法についての選考過程についても、併せてお聞きをしたいと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

診療所の備品更新の際でございますけれども、まず備品台帳の確認を行いまして、新設ではなく更新であるかどうかの確認、それと経過年数、また修繕の可否等から、更新が必要と判断した場合におきまして、理事者と協議いたしまして、負担割合を決定した予算計上を行っております。

機種選定、そして費用額についてでございますけれども、契約者であり、購入者であります医療機関、それと納入事業者双方から説明を受け、確認をしております。

ただ、御質問にございました審議会につきましては、この備品の更新そのものが、協定書に基づく備品更新であるというために、医療保健福祉審議会は開催しておりません。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、説明された医療保健福祉審議会でございますけれども、この審議会は、令和4年3月議会で条例が可決され、令和4年度に1回開催されております。

その後、全く開催をされていないということです。

地域医療を取り巻く現状は、今回の備品更新の問題だけではなく、医師の高齢化、後継者問題、医療スタッフの不足、診療科目の不足、患者数減少による民間診療所の経営悪化など、課題が山積していると思えますけれども、せっかく設置をされた審議会が機能していないというのは、非常に残念でございます。

この審議会の設置目的と今後の運営の方向性について、明確な説明をいただきたいと思えます。

副町長お願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

久万高原町医療保健福祉審議会は、御案内のとおり、住民が安心して暮らすことができる持続可能な地域医療の実現に向けた取り組みを推進するとともに、医療、保健及び福祉が連携したまちづくりに資するために、設置されたものでございます。

内容としては、地域の医療体制の整備や充実、それから医療、保健、福祉の連携。医療、保健、福祉の人材の確保、そして、民間医療、福祉施設への支援、このようなことに関して、調査、審議するというところで、町長に答申するというものでございます。

設置をして、一度開催をして、その後、開催はしていないところでございますけれども、今後はやはり、医療、保健、福祉関係者、部署の連携というのが、非常に庁内での連携が大事になってまいりますので、今の現状、課題をしっかりと整理して、諮問事項もしっかりとした決定をして、審議会を開催していくというところは、大事だというふうに考えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後の質問になりますけれども、町長にお尋ねをしたいと思います。

地域医療とは、はっきりと定まった定義も見当たらないわけですが、しかし

ながら、広い意味を持っており、ただ単にへき地診療所の問題だけを指すものではないと認識をしております。

御存じのように、町民が求める町内の医療環境は様々な課題を抱える中、町立病院を含め、年を追うごとに深刻度は増しつつあり、先送りできない状況にあります。久万高原町における地域医療とはどういうものか、日々においてどうあるべきか、具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

議長 (河野町長を指名)

町長 地域医療、おっしゃられるように、定義というのはないと思っておりますけれども、まさにこの言葉から想像できるのは、議員もお分かりのとおりでございますし、誰も理解できるところでございます。

おっしゃられるように、これはもう診療所だけのことを言っているのではないので、この広い愛媛県一の面積を要する、しかも高齢化が一番高いこの地域において、じゃあ子供さんから高齢者まで、どう守っていけばいいのか、それをしっかりと認識をする、それがまさに地域医療だと思っております。

特に高齢者におきましては、それぞれ広い地域でございますから、私は好きな言葉ではありませんけれども、限界集落に近い集落に暮らしている元気なお年寄りもいらっしゃいます。また、病気を持たれる方もいらっしゃいます。要は、その方たちが、万が一の場合は、タイムラグなくして病院診療を受けれる、このことをしっかりと構築するのが、まさに地域医療の基だと思っております。

今、様々な課題がございますが、特に愛媛大学医学部のほうで、第三内科中心に、御案内のように、大変、御配慮もいただいて、必要たるお医者さんのところは、もう確保もいただいておりますし、また定期的に、局長と意見交換にも参っておりますけれども、その言葉の端々には、地域医療の大切さというのは、先方からもお話もいただいて、大変、心強くも思っているところでございます。

また、県を通じて、自治医大の先生方にも御協力をいただいております。一方で、課題はもう言わずもがなでございますけれども、看護師さんの、しっかりとこれを確保するというところでございます。

もう全員で、とにかく1人でも2人でも、大切な看護師さん、極めて重労働をお願いをいたしておりますけれども、絶対に必要な職種でございますから、そのことは私ども、しっかり意識をしながら、いつも募集に努めているところでございます。

幸い、何とか最低限のところは確保できているところでございますが、今、申しあげましたように、医師、それから看護師さん、これからさらにしっかりと確保していかないといけないと思っておりますし、また町立病院、1次救急病院でございますけれども、重篤患者の場合は松山方面に搬送を、それから場合によっては、時々、上空を飛んできていただいておりますけれども、ドクターヘリも、これも出動をしていただかなくてはならないところでございます。

大変広範な、守備を担わなければならないところでございまして、まだまだ課題はあろうと思っておりますけれども、一番大事な高齢者の、守っていく、それから子供さんをしっかりと育てていく、この観点から、地域医療、極めて大事だと思っておりますので、その認識を改めて持ちながら、種々の問題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

議長 ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 消防署のことについて、お伺いしたいと思います。

消防署の方で新規採用予定署員の服といいたいでしょうか、必要な物の消耗品等々の予算が出ております。

署内でのパワハラ問題の解決の報告も、いまだないわけですが、新規採用職員経費予算計上には、これは必要な措置かも知れませんが、被害を受けた若い職員数名が、やめるべきではないはずですが、辞表を多分、受理をされているんだろうと思うんですが。

そうして辞めていくことを、あっさりとして認めて人員補充する町の姿勢は、あまりにも無慈悲のようにも感じます。

理解しがたいところがありますけれども、このあたり、経緯についても含め

て、御説明をいただきたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回の事案に関しましては、公務員として、特に消防吏員として、重大な行為であり、町の信用を著しく失墜させたこと、また辞表提出して辞めていく職員がいることにつきましては、誠に遺憾でありまして、二度と同じ過ちを起こさないように、綱紀粛正の徹底を図りまして、町民の皆さんからの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の問題に関しましては、苦情処理委員会からの報告を受けた後に、速やかに懲戒処分等の基準に基づき、適正に処分もしていきたいと考えております。

また、辞表の受理に関しましては、かなり早い時期から辞表の提出がありまして、ずっと慰留も務めてまいりました。

ただ、どうしても退職する意思がかたくて、残念ながら翻意することができません。不本意ながら、今回、受理したものでございます。

なお、消防の業務につきましては、滞ることがあると町民の皆さんの安心安全が守れないこともありますので、新規採用につきましては、必要な措置ということで、何とぞ御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この消防署のパワハラ問題、本来であれば退職されていたはずの大野消防長。引き続き、在任中でございますけれども、その中で日々、この問題解決に当たっての消防長の御苦勞は計り知れないことと思います。

今回、新しい消防署員を募集するにあたって、署内の職場環境について、今後、パワハラ問題は起きないことを、トップ自らが確認した上で募集を判断したものと考えますが、どのように今後、機能する監視の仕組みをつくったのか、

町長にお聞きをしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 一番大事なことは、人権問題に値します。ハラスメントを起こさない職場づくりをどう構築していくか、これがもう喫緊の課題であります。

昨日も申し上げましたけれども、消防署という、大変命をかけた職場でございます。若い職員からベテランの職員まで、幅広い年齢層がいらっしゃるわけですけれども、どこかで必要な縦社会といいますか、規律を守っていかなければならない現場で、御案内のように、命をかけて消火、あるいは救命にあたるわけですから、そのあたりは大変、当然大切なところであります。

しかし一方で、今申し上げましたように、人権、ハラスメント、これについては全く別次元の、論外のことでございます。

これが発生してから後も、消防署内において、消防署中心に聞き取り、それからこれについての考え方、ハラスメントが起きたことへの思い、そのあたりは、それぞれの皆さんから注視をしているところでございます。

このことによって、今までそのことをしっかりと認識していない方もいらっしゃるのかなというふうに思って、これについては、残念なところでございます。

今回の反省を踏まえながら、また署員にも、そのことは徹底はできつつあるうと思っておりますが、今後におきましても、消防長中心に、そのあたりをしっかりと統制を取っていただくと同時に、私も常にしっかりと注視をしてまいりたいと思います。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 消防署最後になりますけれども、議会内にも伝わっている消防署内の情報として、パワハラを訴えた署員を、職員をかばったとして、他の職員から職場の秩序を乱したとして退職を迫られ、辞表を提出した職員もいるとお聞きしております。

仮に、もしこれが事実であれば、署内のパワハラがいまだ常態化している現状にあることとなります。再度、町長にお聞きをいたします。

厳正な措置をしていただくこともお約束していただくとともに、今後、消防署内において、今回のようなパワハラ事案は2度と起こさないという確約をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 改めて、このパワハラを行った者に対しては、きちんとした処分は、しっかりとまいりたいと思います。

それから、私も人間であり、全治全能ではありませんから、確約というのはできませんけれども、とにかく、先ほど私の思いは吐露したつもりでございます。

あってはならないことでありますから、機会も設けて、都度、そのことは今までと違った、人間として、ハラスメントを起こしてはいけない。このことも基本でありますけれども、折を見てお話もしたいと思いますし、直近では、1月の冒頭には訓示を述べる機会がありますから、そのことについても、残念ですけれども、しっかりと私の思いを述べて、今後こういった事案が発生しないように努めてまいりたいと思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 一般会計のほうは最後になりますけれども、教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

物価高騰、いろんな形で、学校給食にも影響を及ぼしていると思います。特に、物価高騰による材料費等への影響は大きいと考えますが、今回、関係補正は、一部しか見られませんが、現状の予算で、年度末まで大丈夫なのか、お伺いをしたいと思います。

議 長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 岡部議員の質疑にお答えいたします。
久万給食センターですけれども、電気代等の光熱水費につきましては、現行予算内で対応可能です。

みかわ給食センターにつきましては、今回の12月補正予算で、電気代等の光熱水費に係る費用を25万円計上しております。

賄い材料費等につきましては、今後、追加予算といたしまして、久万給食センターで140万円、みかわ給食センターで約24万円の追加補正予算を予定しております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なかなか物価高騰に合わせていくのが大変だと思いますけれども、年度当初から現在までの光熱費、材料費等の上昇率について、伺いたいと思います。

併せて、上昇率の高い費用は何だったのか、概要で構いません。お答えをいただきたいと思います。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず、光熱費等の関係でございますが、上昇率の一番高いものは、電気料金で13.1%の上昇、続きまして、重油が11.5%の上昇。最後になりますけれども、ガソリンが2.5%の上昇となっております。

続きまして、賄い材料費等でございますが、平均で約35%の上昇となっております。その中でも、食品の銘柄になりますけれども、ひじき1キロで3,800円のが6,505円ということで、71.2%。続いて、鰹節100グラムになりますけれども、こちら、280円が470円ということで、67.9%。続きまして、マグロの油漬けになりますけれども、こちら1キロで900円が1,460円ということで、62.2%。最後になりますけれども、

小麦粉1キロになりますけれども、こちらが、155円が240円ということで、54.8%の上昇となっております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 経済的に困っている家庭に対する、給食費が免除される就学援助制度というものがございますが、この制度は、一人親世帯を含め、全ての家庭が対象になると考えますが、給食費免除が対象となっている要保護、準要保護の世帯数をお聞きしたいと思います。

議 長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中 川 岡部議員の質疑にお答えいたします。

事務局長 幼稚園で30世帯、小学校で32世帯、中学校で16世帯となっております。以上です。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後の質問とさせていただきますが、今、気がかりなのは、準要保護世帯の把握と、対応基準でございます。認定基準等を踏まえ、現状に即した適切な判断によって、準要保護世帯と認定され、該当世帯の経済負担を軽減していただくことは大切なことであると考えますが、低所得で頑張っている世帯とのバランスが取れていないのではとする、町民の声もあります。

当然のことながら、教育委員会として、公平性を踏まえた上で、適切な対応をされていると考えますが、今後の対応も含めて、教育長にお伺いをしたいと思います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

教育委員会では、民生委員さんの調査報告を基に、定例の教育委員会で厳正な審査をし、決定をしておるところですけれども、民生委員さんの調査報告は、非常にきめの細かい、信頼できるものというふうに認識しております。

ですから、民生委員さんのところで、まず調査報告で1回ふるいにかかる。それから、教育委員会の中で、さらにそれをふるいにかける。そうした二重のふるいがかかっておろうかと思えます。

現在のところ、以上です。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、—— 質疑あるんですか。

(瀧野 志委員を指名)

瀧野議員 構いませんか。

林業課の課長にお聞きをしたいというふうに思います。

今、本当に、人口減少社会の中で、林業課だけじゃなしに、農業も、全ての事業であります。人手不足、これが極端な状態になってきておると思うんです。

まず、林業の事業の中で、それぞれの自伐林家であったり、認定事業体があったり、いろいろしますが、人手不足については、どのような状態でしょうか、

お聞きをします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

林業関係の人手不足の関係でございますが、現在、町のほうでは、自伐林家等支援事業等で、林業事業体のほうに、新規雇用した場合に、経営支援として補助金を出しております。

今年度につきましては、4人の新規採用がございました。過去においても、令和2年度からこの事業を実施してきておりまして、林業事業体のほうにつきましては、人手不足という状態ではないというふうには考えております。

自伐林家につきましても、高齢化により、減少はしておりますが、林業版の地域おこし協力隊の募集によって、その担い手不足を補う施策をとってございます。

今後もその担い手不足につきましては、継続してやっていくところでございます。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 そこまでのことは聞いておりません。林業として、人手が不足しておるかどうかをお聞きしたんで、簡単に、しとるのかしてないのかを答弁いただいたらと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

人手不足でございますが、林業、一部、保育に係る部分に関しては、人手不足というところがございましたが、現在は解消されつつあります。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 解消されとるということですが、本当なんですかね。

私のところには、いろんな業者から、人手が足りない。仕事はどんどんあるけど、何とかならない。

そういうことで、人手不足だという答弁をいただきましたかったんですが、人手不足ではないということなんで、これから先がちょっと、議論はしにくいんですが。

刑務所へ入ったり、少年院に入ったり、若い世代の子が現役社会へ復帰する。そのためのいろんな制度があるというふうに思っております。本当、もったいないことで、多くの若者が刑務所や少年院におるわけですが、四国にも、コレワーク四国という施設があるし、民間企業と色々な話し合いをして、講座もあったり、いろいろしながら、それに取り組んでおられますが、そういったことについては、考えたことはありませんか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

そういった少年院等の更生施設から出所した人に対しての就職の斡旋として、林業関係の事業体等の就職に関しての検討はしたことはございません。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の制定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 適切な答弁、やり取りはできませんが、多分、町長は知っておいでだと思うので、町長から一言いただいたらと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 林業の人員が充足しているかという質問の後で、そういう質問でしたから、少し、これは林業のみならず、もちろん林業の人手不足もあると思います。他の職種も、これは飲食業、農業、全ての商業、あるいは、さらにそのほかの公的な仕事についても、もう人員不足というのは、これも顕著になってきております。

私はどこかで、AIを搭載したロボットも、もうこの時代、必要ではないかと、そんな話も、オフレコの話の中で、いろんな人口減少をどうするかというような話の中で、お話したことを、今、思い出しておりましたけれども。

少し前ですけど、法務省の方が来られて、残念ながら、罪を犯した未成年、少年院に入ります。それから、犯罪を犯した成人は刑務所に入って、それなりの刑期を終えて出てきます。

少し前ですけど、その法務省の方来られて、要は、更生して、そしてまた社会復帰しなければなりません。それはもう当然であります。

その受け皿として、そのような道はありましようかというようなお話はございました。

その可能性はもちろんございますよということで、もちろんそうなれば、身元引受人だったり、あるいは保護司の皆さんのお考え、これらも総合して受け入れる必要がありますから、やはりそういった人生を歩んできた方ですから、それなりにやはり、こちらとしても、受入側としても、しっかりとしたものを見極めた上での受け入れというのは、当然必要であります。

林業に限らず、全ての業において、そのようなところは、今の人手不足のことを考えれば、勘案すれば、これはこれから一つの有効な担い手不足の解消の手だてではあるとは考えます。

議 長 ほかに質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第89号は、所管の常任委員会に付託することに決定しま
した。

ここで10分間、休憩をとります。 (午前11時30分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時39分)

議長 日程第6、議案第90号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第90号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第7、議案第91号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第91号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第8、議案第92号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第92号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第93号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（西森保健福祉課長を指名）

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたい
と思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 昼食のため、休憩いたします。 （午前11時54分）

午後は1時より再開いたします。

（休 憩）

議 長 午前中に引き続き会議を開きます。 (午後 0時59分)

議 長 日程第10、議案第94号「令和5年度久万高原町訪問介護事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回は人件費の減額補正でございますが、この訪問看護は、主治医が作成する訪問看護指示書に基づいて、自宅で療養する方のもとに、看護師などが訪問健康状態のチェックや療養指導、医療措置、身体介護などを行うなどのほか、利用者とその家族の相談に乗り、アドバイスをすることも重要な業務の一つとも言われています。

年々その利用が増えていますが、増えている主な理由と、利用される家族がメリットに感じている点について、簡単に御説明をいただきたいと思っております。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず1点目の、利用者が増えている理由でございますが、在宅ケアニーズの高まりによりまして、自宅での療養を希望される方が増えております。自宅や

子供、親族の家で介護等を希望する方が増えたことが主な理由というふうに考えております。

2点目の、利用される家族のメリットにつきましてですが、大きく5点挙げられるかと思えます。

まず1点目ですが、自宅で医療従事者によります専門的なケアが受けられる。2点目ですが、通院の負担が軽減される。3点目ですが、病院退院後、スムーズに在宅療養へ移行ができる。4点目ですが、家族の負担が軽くなる。最後5点目ですが、生活の質の向上につながるといった点が、主なメリットでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 訪問看護の利用者が多い疾患と、訪問看護師に求められるスキル、このことについては、どのようなものがありますか、お答えをいただきたいと思えます。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

1点目の、利用者が多い疾患でございますが、認知症、末期のがん、心不全、高血圧、脳梗塞後遺症やパーキンソン病等が多い患者さんでございます。

2点目の、看護師に求められるスキルですが、訪問看護事業の看護師には、医療処置技術はもちろんのことですが、疾患の悪化や体質変化を見逃さない観察力、判断力、行動力、協調性やコミュニケーション能力が必要とされております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、介護や終末期を自宅で迎えたいと思われる方が増えていますが、理由の

一つに、介護保険や医療保険で、自宅での介護や医療を受けられるようになったことと合わせまして、多くの訪問看護師の方は、看取りも行っています。

また、もう一つの理由に、訪問看護は身近な医療の相談窓口と言われていますが、どのようなことを相談されるのでしょうか、あるいはできるのでしょうか。

議長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

訪問看護の看護師には、常に他職種との連携をしております。連携することによって看護にあたっておりますので、自宅で生活している中で、患者さんや家族の方々の困り事全般について相談ができます。

例えば、医療の相談で、薬が飲みづらい、呼吸がおかしい、尿の色がおかしいとか、また介護が辛い、食事がつくれない、お風呂に入りたい等御相談いただければ、必要な支援につなげることができますので、何でも御相談いただければというふうに思っております。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が経験したことも踏まえまして、申し述べさせていただきます。

特に、がんでの看取りの場合では、最後の頃は病状が急速に変化をしていきます。私の知り合いの方にも、末期がんで、在宅にて訪問看護を受けていましたが、元気だった知り合いの方が、たった1日後に、あっという間に、急激に様態が変化したときに、意識が薄れていく中、本人自身が主治医に連絡をし、担当の訪問看護師が駆けつけて来られ、瀕死の状況を判断して、ためらうことなく、てきぱきと必要な措置をしながら、同僚看護師に必要な医療器材追加の電話連絡や、主治医への報告をされる姿を見て、在宅における訪問看護師の実践力の高さを、改めて再認識いたしました。

適切な措置のおかげで、遠方から駆けつけた家族と意識があるうちに面会することができ、その1日後に、家族に看取られて旅立つことができました。

今後、町民の要望に応えるために、町はさらなる訪問看護事業推進に向けた、必要とされるマンパワーの確保を含めた環境整備を急ぐべきではないかと考えます。

ご答弁をいただきたいと思います。町長をお願いいたします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今、局長からも答弁いたしましたし、質問にもありましたように、この訪問看護というのは、非常に高い評価を受けております。また、病院経営からも、非常にプラスの部分が多うございます。

マンパワーということでございますけど、なかなか昨今の人手不足、病院に限らずでございますけど、そのことを考えると、直ちに増員というのも、これも難しいところございますけども、今、申し上げましたように、極めて効果的な、また高齢者が多い私どもの町にとっては、有効な医療行為でございますから、さらにその辺り、提言も含めて、この訪問看護事業に携わっている方の増員には、しっかりと努めてまいりたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第11、議案第95号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 2番の資本的収入及び支出のところでございますが、支出として、ナースコール及び電話交換機の備品購入、整備でございます。これは緊急を要する事業で、緊急に導入しないかということで、了解しております。

あと、電子カルテ整備のほうの備品購入費の9,000万円の減額ですけれども、これはどういった理由での減額となりますか。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 森議員の質疑にお答えします。

電子カルテ更新事業につきましては、令和5年度の当初予算で予定しておりましたが、事務手続を進める中で、財源として予定しておりました、国からの調整交付金の交付が見込めないことが判明いたしましたため、今年度につきま

しては、理事者と協議し、運営委員会にお諮りして、事業を見送るというふう
にいたしました。

なお、電子カルテ更新事業につきましては、次年度以降を実施できるよう、
また調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 導入するにあたっての、諸問題が発生しての減額ではなくて、予算的な収入
が見込めないということでの減額ということでございますが、もう一つのナー
スコールとか電話交換機、緊急整備でございます。これがもう、同じような形
で、過疎事業を活用して、企業債等を活用しての事業だと思うんですが、これ
らについては、そういった電子カルテのような予算措置がなされないの、ま
た見送らないかとか、そういったおそれはないんでしょうか。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 森議員の質疑にお答えします。

電話交換機とナースコールの更新につきましては、そういったことはござい
ませんので、今年度中に事業の完了を終えたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 この緊急事業については、今年度中に実施されるということござい
ます。
補正予算、今回の議案でございますが、これはやらないかんことだと思
うんですけれども、この後、過疎事業の条例変更等が出てくると思うんです
けれども、ほかにも、今、病院、建物、それから設備等、かなり老朽化して、
緊急で整備せないかん事業がたくさん出てくると思うんですけれども、
これは、条例改正のところで聞くべき質問かもしれませんが、そういったところ
も、こうい

った形で、過疎事業の変更をしながら、進めていくという考え方でよろしいんでしょうか

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 森議員の質疑にお答えします。

今後、改修等大きな予算が必要な場合につきましては、適切な財源を確保しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ときによりましては、起債の過疎とか、起債をまた借りるという形で、事業のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の補正で、事業費700万を財源として、起債補助金が充てられていることですが、一般財源10万円とはいえ、逼迫している病院経営における負担が増えることにもなります。

現状の中で、病院には現在2,000万余りの未収金が存在しております。一日も早く回収して、病院財源に回すことを優先すべきであり、回収計画による回収を進めて、未収金減少に努力すべきではありませんか。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

議員言われるとおり、未収金ございますので、早く未収金を回収する必要があるというふうに認識しております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今年度、医師、看護師等の体制に見合った病床数として、療養病棟を廃止して、60病棟とされました。

その後の説明では、増収見通しに不安を感じさせるような報告もあったところであります。

60病床における、例えば稼働率75%とすると、45床前後と見られますけれども、病院経営における入院収益の存在が大きい中、医療ニーズに応えながら、1億円を超える医業収益確保ができるのかが疑わしいと感じています。

大幅な赤字経営が予測される現状は、危機的な経営状態としか言いようがないが、今後どのような策で赤字解消を図るお考えか、お聞きをします。

議長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 病院を運営していく中で、現状としては、今現在、職員一人一人の意識改革が必要というふうに考えております。

全職員がコスト削減を図りながら、生産性を上げることが一番重要なことというふうに感じております。

議員の御指摘のとおり、入院によります収益の存在が大きいので、入院患者数の確保が重要というふうにも認識しております。

また、院内の施設基準につきまして、最新の状況を保ちながら、とれる加算は取りこぼしがないように申請を行い、少しでも赤字解消につながればと、日夜、今、努力しているのが現状でございます。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 2024年問題もございますが、2024年4月から、改正医療法による医師の長時間労働を制限する医師の働き方改革による制度が施行され、この医師の働き方改革によって、コスト増や診療体制の変更などを通じて、病院経営や診療に及ぼす影響は大きいと考えます。

町立病院においても、難しい経営戦略を迫られることにはなりますが、今、計

画中の病院経営改革プロジェクト計画で、果たして、実効性のある経営プランにつながる最良の対策が可能なのでしょうか。

そして、差し迫っている運営上の課題解消に対応できるのかをお伺いいたします。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

御案内のとおり、今現在、公立病院経営強化プランを作成中でございます。このプランは、令和5年から4年間の計画でございます。先にもお答えいたしました、職員一人一人の意識改革から始まる必要があるというふうに考えております。

過去の財務指標等を分析した結果、経常損益黒字化のためには、1億3,700万円の利益改善が必要というふうに考えております。

改善金額達成のためには、短期的な取組で達成できる施策や、中長期的に取り組まないと達成できない施策がございます。取組可能な施策から実施し、問題の解決に取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後の質問になりますが、病院事業においては、時代環境を踏まえた厳しい経営改革は必要と考えますが、現状の病院経営はギリギリの、待ったなしのところまできているようにも感じます。しかしながら、病院をなくすことはできません。町の地域医療に関する協議などによる町民の理解を踏まえ、町民が安心できる、将来に向けた地域医療策のあるべく、具体的な戦略を示すべきと考えますが、方向性のみでなく、今すぐ取るべく実行戦略について、開設者であ

る町長のお考えをお聞きします。

議長 (河野町長を指名)

町長 お話にもありましたように、決してなくすることがあってはならない大事な基幹病院、唯一の公立病院でもあるわけです。

先ほども、午前中も申し上げましたように、愛媛大学第3内科、さらには自治医大の皆様方にも協力をいただいて、また、エッセンシャルワーカーでございます看護師の皆さんの、本当に想像を絶する御労苦の中で、今、経営はぎりぎりの状態ですけれども、町民の期待に応えて運営ができているようにも思うところでございます。

特に、公立病院という特性を持っておりますから、総合診療から専門医療まで、幅広いところもございまして、また、採算面で言えば、民間医療機関では、なかなか対応が困難な緊急医療や、あるいは僻地医療の不採算部門を担っております。

また、救急病院としての非常時における医療サービスの確保もございまして。ゆえに、たくさんの費用がいるわけでございます。

交付税のうち、約1億6,000万、公立病院としつつも、一般会計を通して拠出していると、そのことを御承知と思うわけでございます。

今、局長からもございましたけれども、要は、病院の医師の先生、また看護師まで、いわゆるスキルアップするということが非常に寛容というふうなお話でございましたが、いつぞやお話も申し上げましたが、ある方が、町立病院に入院をして、1回は帰られて、家族の進めがあって、第2回目の入院を余儀なくするときに、松山へというふうなお勧めを、その方にしたら、いやいや、町立病院の皆さんは、本当に懇切丁寧で、非常に居心地のいい病院だと。

もう絶対に町立病院に入院をさせてほしいということで、再度、町立病院で診ていただいた、そんなうれしいお話もお聞きをいたしております。

不採算部門もございまして。また、さっき言った緊急時の一番の受け先として、大変、様々な重いニーズを背負っているわけですから、運営については、交付金も上手に使いながら、バランスをとっていくことが肝要であろうと思うわけ

でございます。

一方で、局長からのお話の繰り返しになりますけれども、今、申し上げましたように、本当に町立病院の皆様方全員が、患者の方が少しでも安心して、快適なというようなところ、意識は極めて高いものが今、十分にあるというふうに思っておりますから、さらにこのスキルを伸ばしながら、要は、病院といえども、事業会計でございますから、基本は黒字を出して、利益を出していくということは、これは一番の基でありますから、そのことを一時も外さないように、私どもも病院としっかり連携をとりながら、引き続き、町民の方の期待に応えられるような、病院経営にせいを出してまいりたいと思います。

議長 ほかにございせんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第12、議案第96号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第96号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第13、議案第97号「令和5年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第14、議案第98号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。
これより採決します。
お諮りします。
議案第98号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって、議案第98号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第15、議案第99号「財産の無償貸し付けについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第16、議案第100号「愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第100号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって議案第100号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」
は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第17、議案第101号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成
団体からの脱退に伴う財産処分について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第101号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって議案第101号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第18、報告第21号から、日程第21、報告第24号までの決算特別委員会議案審査結果報告の4件については、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第21号から報告第24号までの4件を一括議題とすることに決定しました。
委員長の報告を求めます。

(岡部史夫決算特別委員会委員長を指名)

岡部委員長 決算審査報告書。
令和5年第5回久万高原町議会定例会において、当委員会が付託を受けた、次に掲げる決算の審査の経過並びに結果を、下記のとおり報告する。
令和4年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算。

令和4年度久万高原町立病院事業会計決算。

令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算。

令和4年度久万高原町簡易水道事業会計決算。

審査期間、令和5年10月3日、11日、16日、17日、11月1日の5日間。

審査経過。

当委員会は、町当局から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書等に基づいて、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに主要施策の成果に主眼を置き、担当職員の説明を聴取し、慎重に審査した結果、原案のとおり認定することに決定した。

決算内容。

久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算。

令和4年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入総額143億6,976万円、歳出総額129億9,446万円である。

そのうち、一般会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額109億5,969万円、歳出総額98億2,113万円で、差引額が11億3,855万円となっている。

この額から、翌年度へ繰り越すべき財源、3億9,091万円を差し引いた実質収支は、7億4,764万円となっている。

決算に係る係数等については、監査意見書や決算説明資料のとおりである。

主要な財政指数で当年度決算を見ていくと、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率が86.2%と、昨年よりも4.5ポイント改善したが、財政の硬直状態は続いており、今後も財政の健全化に努めることが必要である。

一般会計と特別会計を合わせた起債残高は、前年度と比較して3億133万2,000円減少し、111億224万6,000円となり、実質公債費比率は10.2%と、0.2ポイントの減少となっている。

なお、基金全体での現在高は、56億2,279万6,000円で、前年度と比較して、4億4,676万2,000円の減で、財政調整基金、公立施設等総合管理基金、環境保全基金などの取崩しによる減であるが、今後もそれぞれの基金設置目的に沿って、有効かつ効率的な運用が望まれる。

一般会計の歳入では、町税において、前年度より2,314万円の増、地方交付税は、2,042万円の減となっている。

税込確保対策は喫緊の課題であり、基幹産業である農業、林業をはじめとする産業振興により、町民の収入を増やし、また移住の促進により、納税者を増やすなど、町全体の課題として、税込の確保に不断の対策を講ずるべきである。

また、現在の会計方式によると、財政指数の上では、おおむね健全な財政運営のようにも見えるが、多くの課題もあり、引き続き、地方公会計による分析を進め、課題、問題点を明らかにした上で、町民の皆様と財政状況を共有し、経営の視点を持って行政施策の推進を図る必要がある。

一般会計、特別会計、事業会計について、担当課に決算状況を聴取し、審査した結果、委員会の意見は次のとおりである。

一般会計、総務課、財政関係、ふるさと納税をはじめ、財源の確保に係る対策については、担当課任せにすることなく、全庁挙げて取り組むことを求めたい。

事業計画をコンサルタントに外注しているが、委託料が高額で、計画に基づく成果が芳しくないと思われる事例が散見されるので、支払った金額に見合う成果を求めたい。

指標の上では、健全財政とも見えるが、数多くある公共施設の老朽化対策など、目に見えない負債があり、現実を直視した財政運営を求めたい。

決して裕福な財政状況とは言えず、聖域を設けることなく、効果的かつ合理的な予算執行に努められたい。

合理的な事業計画及び起債計画に基づく事業の執行と、財政運営に努められたい。

町の財政実情を分かりやすく、町民に知らせるため、さらなる努力を求めたい。

防災関係。

被災状況を真に想定し、実効性のある計画と備えを強化されたい。

災害対策は、町の総力をもって計画し、住民との情報共有を図ることが必要。

防災訓練がマンネリ化する傾向にあり、常に緊張感を持った訓練が実施されるよう、工夫が必要。

また、自主防災組織や自治会などへの、実効性のある、具体的な災害対策の指導が必要。

災害対策マニュアルを担当者が理解し、有事には、即対応できるよう徹底することが必要。また、マニュアルが足りていない業務があれば、すぐに対応されたい。

行政関係、選挙に係る投票所、移動投票所については、住民目線に立った、利用しやすい工夫が必要。

また、大雪や台風における移動投票所の対応マニュアルは必要。様々な理由で、悩みを抱える職員が信頼し、安心して相談できる窓口の再構築が必要。

まちづくり関係、公共交通対策が進んでおらず、期限を切った、全庁的な取り組みが求められる。

SDGs計画が中断したままであり、関係者と協議し、早急に修正案を取りまとめる必要がある。

集落支援員の地域運営協議会への関わり方については、早急に明確化し、ルールにのっとりたまちづくりを推進する必要がある。SS過疎対策については、多額のコンサル料を費やし、計画書を策定したが、それに見合う効果的な対策が望まれる。

行財政改革関係、本町の極端な人口減少による歳出の増加を見据えて、町の所有する施設については、スクラップアンドビルド方式を徹底させ、スピード感を持って整理整頓し、歳出を抑制することが求められる。

予算規模や財源などが明確にされない中で、事業の推進が予定されている脱炭素事業は、ランニングコストも含めた議論が必要。今後の大型事業については、財政運営を最優先させることを共通認識とし、イニシャルコストだけでなく、将来負担を見据えた綿密な財政計画により実施することを強く求める。

まちづくり営業課。

ふるさと納税を推進するためには、成功している市町のデータと、本町のデータを徹底的に収集、分析した上で対策することが重要であり、寄附者と一度つながりができたら、情報共有と共に、コミュニケーションを図り、レポートしていただける対応が必要。

町の財源確保という大きな役割がある課として、方向性やビジョンを早急に

示すべき。お金を稼ぐことが使命の課であるならば、制度に基づいてお金を分配する公務員的視点から、借入を返済しながら利益を得るという、事業者視点への発想の転換が必要。

L P W A は、林業関係の緊急通報以外に成果がないので、新たな有効活用を強く求める。ひかり回線敷設後の活用にサテライトオフィスが掲げられていたが、現在、1社にとどまっており、活用を強く求めたい。

物流の2024問題については、本庁にとっても大きな影響があるので、早急に検討し、対応されたい。

課の営業のスタンスとしては、関係団体には密に足を運んで協議し、コミュニケーションと信頼関係の中で物事を進めることが必要。

補助金支給団体については、目的に基づいた成果が得られるよう、指導、助言を徹底されたい。

環境整備課。

脱炭素計画については、議会に対して、町の費用負担の説明がないままに進められているが、経営計画等、しっかりとした説明を求めたい。

町内各所に設置された太陽光発電施設は、雪や雨を集めて災害を誘発する恐れがあるので、行政の一步踏み込んだ指導が必要。

太陽光発電など、施設ができる際には、町にも金銭的なメリットが受けられる仕組みづくりについて検討されたい。

消防本部消防署。

異常気象時の対応は、日頃より意識し、昨年の大雪も教訓にして、有事に対応できるよう、常に備えることを求めたい。

パワーハラスメントが公になってから、いまだ問題解決に至っておらず、一日も早い問題解決に努めると共に、住民の安全安心のため、快適で、規律ある組織を構築することを強く求めたい。

教育委員会事務局。

小規模校については、重要な課題としながらも、明確な方針が示されておらず、これ以上、先送りすることなく、関係者と協議の上、方針を出すことが必要。

久万幼稚園の整備については、いまだ計画が示されておらず、早急に方針を

示されたい。

学校施設の大規模な改修については、建築計画と財政計画に基づいた実施を厳に求めたい。

園児、児童の送迎は議論のあるところであり、教育委員会の中で方向性を出した上で説明をされたい。

上浮穴高校の星天寮が満室となった場合の対応も、事前に検討しておく必要がある。

上浮穴高校の魅力化については、英語を話せる学校など、特色を持った高校のPRも必要。

公民館のあり方についても、今後、議論となることは予想されるので、教育委員会内部で協議するなど、遅れることなく備えられたい。

保健福祉課。

こども園を初め、児童支援の議論が多く聞かれるが、町が支援している事業については、支援の内容と効果を整理し、関係者の理解のもとで進められたい。

小さな子供のいる共働き世帯については、どの地域に住んでいても、安心して子供を預けられる環境の整備に努められたい。

子ども子育てに関する施策は、子ども子育て会議において、活発に議論されることを期待したい。

保健福祉課は、業務が多岐にわたり、本庁の中では職員数、関連予算ともに飛び抜けて規模が大きいので、課の業務を分割するなど、機能的な組織の構築を提案したい。

障害者の生きがいにつながるB型作業所の運営については、町としても積極的に取り組まれたい。

現状のままでは、シルバー人材センターの存続が危ぶまれるので、町としても一歩踏み込んだ施策の検討を求めたい。

不登校につながる子供の心のケアについては、教育委員会だけでなく、保健センターなども関わり、町の課題として、連携して取り組まれたい。

保健センターも、課題として取り組んでいるにも関わらず、本町の自殺者は依然として多く、時代性も考慮した、さらなる対策を求めたい。

成人病対策の推進は、保健師が直接足を運ぶことで、健康への意識が向上す

るので、住民との対話に努められたい。

乳幼児等へのワクチン接種で、無料化されていないインフルエンザやおたふく風邪についても、無料化の検討を求めたい。

ふるさと創生課。

地域おこし協力隊については、町にとって必要な人材を明確にした上でミッションを提示し、採用において、ミスマッチが生じない対応が必要であり、任期明けの定住環境の整備も求めたい。

地域おこし協力隊は、地域や人とつながり、協力して高め合うような関係性の中で、定住に導く方向性を求めたい。

移住促進については、地域とともに生活する意思のある方の移住が求められている。町外からの移住と合わせて起業する場合には、関係各課と連携が必要であり、連携したプロモーションが必要。

観光協会は、法人化されて3年経過したが、現状のままでは法人化した意味がないので、しっかりとした方針のもとで利益を得る活動を、具体的に推進されたい。

白銀荘や美術館、天体観測館、山岳博物館の3館については、財政的な余裕はないと思われ、入館者数と経費を考慮して、在り方を検討すべき時期が到来している。

また、その他観光施設についても、利活用について検討し、今後の方針を明確にすることを求めたい。

ふるさと創生課の所管する施設は多数あり、トイレ管理をはじめ、現在の職員数で対応するのは難しい。担当課が本来の業務を遂行できる環境を、早急に求めたい。

町有施設の検討は、全てを同時進行させることは難しいので、まず観光施設から始め、ノウハウを確認しながら、順次検討することが望ましい。

観光協会は、町の委託事業で活動しているが、観光協会が将来的には自立できるように、担当課として、助言指導することが必要。

産業開発公社や道の駅のDMOについても、組織化が急がれる。

3館にDXを導入するなど、観光DXを活用し、省力化を図りながら、インバウンド事業を取り込むことが急がれる。

コロナ後をチャンスと捉え、DXの活用など、新たな発想を持って観光振興を図ることが重要。

農業委員会事務局。

耕作放棄地対策については、農業委員及び農地利用最適化推進委員で協議し、少しでも前進させるように、具体的な方針に基づいた対応を求めたい。

農業戦略課。

常に情報を集め、新たな需要に対しては迅速に施策を展開し、農家所得の向上を推進されたい。

農業公社の役割でもある稲作受託団体の育成と共に、独自の農業機械の補償についても対応を求めたい。

町の農業がどうあるべきかのビジョンを担当課が提示し、目標に向かって邁進する姿勢を求めたい。

農業戦略課はデスクワークが多いが、現場に出向き、農家の意見を聞く姿勢が必要。

耕作放棄地対策については、農業担当課だけでなく、観光の視点からも検討するなど、各課連携の中で新たな対策を考えることも必要。

住民課。

斎場については、築年数も古いので、更新や改修について検討し、事前に方針を定めておく必要がある。斎場への道路については、倒木処理や除雪などの迅速な対応が求められる。

マイナンバーカードを作成する意思のある高齢者については、役場の手厚いサポートも必要。

現年課税分の徴収率は高水準にあるが、滞納繰越分には努力が必要であり、現場に足を運んで徴収する努力を求めたい。不納欠損は、年数で機械的に処理することをせず、悪質な滞納者については、粘り強く徴収する姿勢を求めたい。

税務担当課としては、町の経済循環や動向も頭に入れながら、事務を遂行することも必要。

建設課。

近年、繰越事業も多く、工事着手も遅れがちであり、加えて土木事業者も人手不足に苦慮しているため、迅速な災害復旧が難しくなっている。災害を未然

に防ぐために、管理組合を活用するなど、道路の維持管理に力を入れることが必要であり、年間で地域に委託するなどの新たな制度についても検討されたい。

林道は、大雨のたびに補修を繰り返している箇所があるが、横断溝を増やすなど、補修の工夫をすべき。

材料支給上限の20万円は、材料高騰などから、現実に即しておらず、上限を見直すとともに、限度額に少し幅を持たせることにより、より住民が利用しやすい制度になるのではないか。機械の大型化により、林業作業道が災害を誘発する恐れがあるので、指導を徹底されたい。

林業振興の観点から、林業戦略課とも連携し、森林環境譲与税を活用した林道の維持管理を図ることを求めたい。

住宅料については、しっかりとした滞納対策を求めたい。

通学路をはじめ、危険な空き家については、関係者と連絡を取り、適正な処置を行うとともに、危険なブロック塀等についても対応を求められたい。

制度改正により、農地が付随した空き家バンクもあるが、売れ残ると、農地も空き家も荒れた状態になり、住宅街においては悪影響が大きいので、対策が必要。

生活道の草刈りは、地元が管理してきたが、過疎高齢化により、難しい状況にあるので、危険箇所については町の対応を求めたい。

町の管理する残土処理場については、災害が生じることのないように、適正な管理と運営を求めたい。

建築事業や施設修繕については、不慣れな担当者が事務を行っており、建設課が積極的に関与することで、大幅な改善が期待されるので検討されたい。

草刈りの補助は、住民の関心も高いが、制度が複雑で分かりにくい。簡潔で公平な制度の見直しと、住民への周知を求めたい。

町道の改修については、町の要望に対して補助の採択率が低いので、町民の期待に応えるために、さらなる努力を求めたい。

林業戦略課。

林業機械補助については、林業従事者からも歓迎されており、今後も推進するという町の姿勢をPRすることが必要。プレカット関係の流通を含めた販路拡大策については、林業商社はもっと専門的に対応すべき。

町有林の活用については、資産価値を踏まえて専門的な対応をすべき。

町有林800ヘクタールを8年間、Jクレジット契約をしたのは、伐採ができない損失も考慮したのか。場所の選定は適正であったのかなど、経緯の説明が必要。

また、脱炭素事業は十分理解しているが、町の経済効果との精査は今後も必要。

特別会計国民健康保険事業特別会計。

国保会計も、間もなく県単位に合理化されるが、人口減少と高齢化により、町の税収は激減し、社会保障費は増大することが近い将来予測される。様々合理化される中で、今後、町民のために町の経営をどうしていくのかという問題意識は、役場全体で共有する必要がある。

国保会計が県に統一されるまでの間、さらなる療養費、療養諸費減少に努めるべき。

国保事業の県への移管については、可能な範囲で住民への情報提供も必要。

国民健康保険診療所事業特別会計。

人口減少により、受診者数も先細りとなっており、将来に向かって、診療所の在り方は、慎重かつ適正に検討を始める時期ではないかと考える。

後期高齢者医療保険事業特別会計。

現在、後期高齢者医療の対象者は多いが、既に広域化されており、関与できることも少ないが、人口構成の移り変わりの中で可能な対応を求める。

介護保険事業特別会計。

リハビリについては、急性期だけではなく、慢性期においても必要と思うので、介護保険制度の中で、可能な慢性期のリハビリについては、適切な指導助言を求めたい。

介護人材が多く離職している現状は、高齢者の多い本町にとって深刻な問題であり、町の課題として捉え、積極的に課題解決を図ることを求めたい。

デイサービスについては、希望者の意向に応えられる運用に努められたい。

訪問看護事業特別会計。

黒字化を目指すなら、町民に選ばれる訪問看護が必須条件であり、患者のニーズを把握して対応することが必要。

リハビリに関する需要は高いので、技術の研さんに努め、住民の期待に応えられることが望まれる。

訪問看護事業を推進する上で、DXは非常に有効と思われるので、積極的な導入を検討されたい。

農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、下水道3事業については、起債償還は進んでいるが、今後は経年劣化による修繕費の増大が見込まれるので、施設の将来計画の策定が必要。施設の更新基準の策定や基金の検討、収納対策など、課題が多く見られ、その金額も大きいので、経営計画をしっかりと立てて取り組むべき。

凶荒予備事業特別会計。

奨学金事業については、条例改正により様々な優遇措置も設けられており、さらなる活用を図られたい。

分譲宅地造成事業特別会計。

残り2区画の販売に努めるとともに、早期に住宅が建築され、町税などへの経済効果が発揮されることを望む。

事業会計、久万高原町立病院事業会計。

努力は認められるものの、依然として看護師が不足しており、あらゆる対策を講じて、一日も早い看護師の充足と健全経営に努められたい。

また、看護師が不足する真の理由を分析し、対応することを求めたい。

人件費率が100%を超えるなど、経営は危機的な状況にあるが、大きな要因は人口減少であり、人口に見合う適正な規模や、許容できる人件費率など、損益の分岐を見極め、しっかりとした経営計画に基づき、具体的に改善を進めることが必要。

住民にとって、魅力ある病院とは何かということを追求め、診療科目や職員、医療従事者のあるべき姿などについても議論は必要。

自治体病院の使命と経営の問題であり、町民のためには、経営を最優先させないと存続は困難との認識を町全体で共有し、2次救急なども含めた抜本的な経営改革が必要。

久万高原町立老人保健施設事業会計。

現行の制度上、50床では将来的にも黒字化できる見込みはないが、経費の

抑制を図り、効率的な経営を求めたい。

簡易水道事業会計。

上水道については、しっかりとした水道ビジョンを立て、将来負担を算出し、料金の検討も含めた経営の検討を求めたい。

施設の更新については、町の方針や概算事業費など、具体的な情報を管理者に伝え、十分な理解のもとで、効率的な運営について、計画的かつ迅速に対応されたい。

コスト削減や効率的な運営のために、I o T技術の導入も積極的に検討されたい。

全体を通じて、各課それぞれ行政課題を抱えているが、町職員は懸命に努力している姿も感じられた。

本年度の決算審査において、委員から提案のあった事項を3点にまとめ、総評としたい。

1つ、機能的な組織の再構築。

本委員会の審査を通して、管理職等が現場を知らないと感じられる場面が散見された。事務方のトップである課長が、机上だけで指示を出せる意識が理解できず、町民に寄り添った政策は期待できない。

この状況は、予算規模や、課の抱える諸課題に合わないかの体制が原因として考えられることから、住民や、第一線で頑張っている職員等に寄り添える、機能的な組織再構築に向けた検討を求める。

また、町の諸課題の解消に向かう関係各課の連携はあまり見られず、この状況からも、無駄な予算消費につながっていると考えられることから、役場全体のガバナンス機能を早急に改善していくことを求める。

2、D X推進等、本委員会においても、財源の確保策、D X推進、公共交通などについては、担当課だけではなく、関係各課が総力で対応すべきとの意見があるが、そのためには、関係各課の情報共有とコミュニケーションが重要であり、業務効率アップのツールとして、D Xの活用により、町の実情と、時代に即した合理的な組織力向上が図られることを期待する。

3番、費用対効果と実利を生む発想。

多額の予算を使って様々な施策を実施しているが、時折見られる財政協議が

十分でない事業計画には危うさを感じる。様々な計画は合理的であり、かつ、町民や議会に対しては、論理的な説明が必要であることから、実施事業の実利はあったのかなどについての検証評価を行い、常にスクラップアンドビルドを徹底するとともに、職員全体が財源確保に結びつく事案を見つける。

アンテナを立て、自由闊達に提案、企画立案ができる環境の醸成を求め、議会は動向を注視していく。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
これより、一括して質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
報告第21号から報告第24号までの4件は、一括して委員長報告のとおり認定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第21号から報告第24号までの「決算特別委員会議案審査結果報告」の4件は、一括して委員長の報告のとおり認定しました。

議長 日程第22、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は、承認することに決定しました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、12月22日の本会議で委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後 2時25分)

なお、明日14日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、12月22日は、午後1時30分から開会します。

事務局

(終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員